静岡環福連携促進協議会　入会金及び会費規程

（目的）

第1条　この規程は、静岡環福連携促進協議会（以下「本会」という。）規約第 8 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金）

第2条　入会金は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

(1) 正会員・賛助会員

障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項において、事業主が「6 月 1 日時点の障害者の雇用状況等」で報告した法定算定基礎労働者数に応じて、次のとおりとする。

1,000 人以上	…… 5 万円
500 人以上 1,000 人未満	…… 3 万円
100 人以上 500 人未満	…… 1 万円
100 人未満	…… 無料

(2) 特別会員

無料

（会費）

第3条　会費は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

(1) 正会員

障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項において、事業主が「6 月 1 日時点の障害者の雇用状況等」で報告した法定算定基礎労働者数に応じて、次のとおりとする。

1,000 人以上	……年額 6 万円
500 人以上 1,000 人未満	……年額 3 万 6 千円
100 人以上 500 人未満	……年額 2 万 4 千円
100 人未満	……年額 1 万 2 千円

(2) 賛助会員・特別会員

無料

2　事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において金額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（会費等の使途）

第4条　前 2 条の入会金及び会費は、本会における活動に関する費用及び本会を運営するための費用に充当し、他は使途を定めないものとする。

（その他費用）

第5条　自社使用済み端末のデータ消去を委託する場合（任意）のデータ消去委託料や、自社以外の使用済み端末の分解作業を受託する場合（任意）の事務手数料は別途発生する。

（途中退会等の場合の取扱い）

第6条　既に納付された入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（変更）

第7条　この規程は、本会規約第 15 条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、静岡環福連携促進協議会の設立日から施行する。